平成２５年（フ）第１３３号
千葉県木更津市東太田１丁目９番30号
破産者　有限会社龍園
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３５３７号
東京都墨田区向島３丁目38番10号
破産者　株式会社北アルプスエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５号
大阪市北区芝田２丁目３番16号
破産者　株式会社ＥＳＲＩサプライ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳115番地の３
破産者　株式会社ケアサービスちゅうりっぷ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２１５号
千葉県成田市飯田町124番地88　アニメート・セイミヤ103号
破産者　小田　貴則
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３４７号
住居所不明、外国人登録原票上の住所東京都品川区北品川４丁目８―33―519
破産者　ラヒモフ　アリシェル
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０５号
岐阜市下川手197番地11
破産者　太田　昭次
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１１号
岐阜県大垣市墨俣町下宿43番地
破産者　太田　武夫
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９５号
静岡県榛原郡吉田町片岡762番地の６
破産者　有限会社丸高
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７１号
静岡市駿河区桃園町７番17号
破産者　有限会社アーム企画プランニング
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目１番地の28
破産者　株式会社セイシンホーム
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２１号
名古屋市熱田区幡野町８番11号
破産者　株式会社エル
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７号
兵庫県たつの市揖西町南山３丁目８番地、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ヶ谷１―30―８
破産者　ヴァリオス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９号
鹿児島県志布志市有明町野神3619番地
破産者　株式会社ジャパンファーミング
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
北海道帯広市西24条南３丁目41番地９
破産者　株式会社ケーエムテクノス
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
盛岡市門２丁目16番31号
破産者　有限会社オートベック
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２号
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第７地割350番地
破産者　株式会社エー・アイ
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第７２号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1644番地
破産者　片岡　正洋
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第３６３号
金沢市片町１丁目２番44号
破産者　株式会社ホテルアクティ金沢
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４２６号
金沢市三口新町４丁目４番28号
破産者　株式会社クオラ
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田410番地、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2065番地26
破産者　前田　幸寛
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部